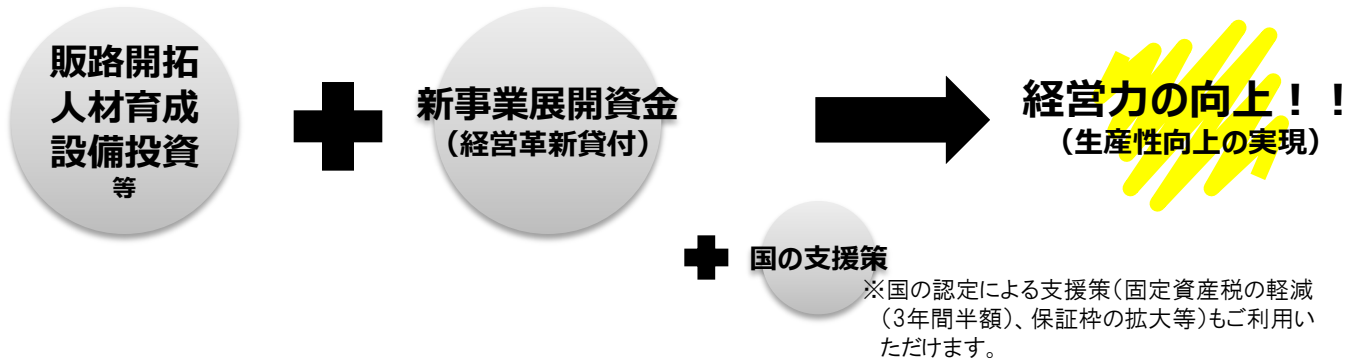


生産性向上による経営力強化のチャンスです！

～県版経営革新計画〈生産性向上型〉に取り組んで生産性向上を図りましょう～

経営力強化（生産性向上や付加価値の向上等）に係る計画（「経営力向上計画」）を策定し、国から認定を受けた事業者様を対象に、計画の実行を支援し、事業者様の経営力強化をバックアップします！（経営力向上計画の認定については裏面をご覧ください）

※認定を受けた経営力向上計画を、県版経営革新計画〈生産性向上型〉として県知事が認定し、補助制度や制度融資及び利子補助等により計画の実行を支援します。



区分	県版経営革新総合支援補助金 〈生産性向上型〉		新事業展開資金(経営革新貸付) への利子補助
	一般枠	高度枠	
対象事業	県版経営革新〈生産性向上型〉の認定を受けている事業者が行う、認定計画に沿った生産性向上の取組(サービス開発・試作品開発・プロセス改善、販路開拓、人材育成等)		
補助金額 支援内容	上限 500 万円	上限 1,000 万円	新事業展開資金(経営革新貸付)による借入金全額を対象とした利子補助。 【用途】設備・運転資金 【融資限度額】1億円 【融資期間】10年(据置2年含)以内 【融資利率】年1.43% 【保証料率】年0.23~0.68% 【利子補助期間】5年間
その他	補助金の交付を受けるには、各種要件がありますので御相談下さい。		利子補助は左記の補助金の交付決定の有無は問いません。 ※制度融資と利子補助のみの利用も可。 経営革新貸付を利用して生産性向上型の取組を実施する場合、その他別途条件があります。

利用例

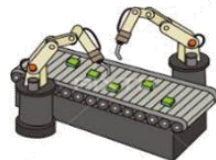


【卸小売】

○POSシステムを導入、データを徹底的に分析・活用するなどにより顧客管理・商品管理・仕入れ先管理を実施。

【宿泊業】

○ソフト面の刷新により新サービスの提供、顧客満足度の向上に向かうとともに、厨房・配膳のリレイアウト、機器増強等によりバックヤードの業務を徹底的に効率化。



【製造業】

○最新の設備導入により、部署の時間当たりの生産性を大幅に強化。他社に対する競争力を確保。

まずは、最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会にご相談ください。

【問合せ先】鳥取県商工労働部 企業支援課

TEL : 0857-26-7242-7243 FAX : 0857-26-8117 MAIL : kigyuu-shien@pref.tottori.jp

「経営力向上計画」を策定してみましょ

「会社の状況はどうなんだろう？」
 「提供している商品（サービス）はニーズに合ったものなのかな？」
 「ちゃんと利益があがっているんだろうか？」

といった自社の現状を見える化し、次に何をしたら良いか、どういう取組をどのように進めていけば良いかを把握・理解するための計画です。

計画策定により、経営への理解が劇的に深まること間違いなしです！

中小企業等経営強化法 7月よりスタート！

**「経営力向上計画」で
稼ぐ力を強化する
チャンスです！**

人材育成、設備投資などによる、
生産性向上を集中支援！

計画策定の
サポートも充実！

認定計画に基づき取得した一定の機械及び装置の
固定資産税が半分に！
その他、様々な金融支援！

詳しくは、裏面へ！

中小企業等経営強化法（平成28年7月施行） による支援の流れ

01	経営力向上計画を策定 申請書はたった2枚 認定支援機関などがサポート	「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。 具体的には、現状認識、目標、取組内容などを記載する実質2枚の様式により策定します。
02	担当省庁による認定	事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等によって計画を提出し、認定を受けます。提出は郵送でも受け付けています。詳しくはホームページでご確認ください。
03	固定資産税の軽減措置 3年間、1・2に軽減 その他の金融支援	利用できる方：資本金1億円以下の会社、個人事業主など 対象設備：100万円以上の機械及び装置であること（新品） 要件：生産性が年平均1%以上向上する設備、など 軽減を受けられる代表的な設備等、税制について詳しく知りたい方はホームページに要件や対象設備、FAQ等を掲載しております。
04	経営力の強化を実現	中小企業向け：信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など 中堅企業向け：独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など 以上のような様々な支援が受けられます。

お問い合わせ先 **経営力向上計画相談窓口**
 中小企業庁 事業環境部 企画課
 TEL: 03-3501-1957（平日9:00-12:00, 13:00-17:00）

「経営力向上計画」って何？

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性の向上させるための計画です。

計画策定って難しい？

具体的には、現状認識、目標、取組内容等を記載する**実質2枚**の様式により策定します。

計画策定してメリットは？

商工団体や金融機関、中小企業診断士や税理士といった専門家の方と御相談しながら策定いただけます。まずは御相談ください！

最大のメリットは、自社の経営状況の見える化です。会社の現状や課題がわかれば何をすべきかが見えてくるはず。また、国や県・市による支援策や優遇措置も準備されています。

- （国）固定資産税の軽減措置（3年間半額）、信用保証枠の拡大 など
- （県）計画の実行に必要な費用の一部補助、低利融資及び利子補助（詳しくは裏面をご覧ください）
- （市）中小製造業者への補助制度があります（鳥取市）

支援策を受けするには？

計画を策定し、主務大臣の認定を受ける必要があります。（県の支援策を受ける場合は、県知事認定も受ける必要がありますが、**様式は同一**です）

もっと詳しく知りたい方は、下記まで御相談下さい。